# 令和８年度東京都税制調査会報告　概要版

令和８年11月９日

## Ⅰ　税制改革の視点

■ 少子高齢・人口減少社会　■ 地方分権改革の推進　■ 財政の持続可能性の確保

■ 地方税体系の在り方　■ 所得格差に対応した税制　■ 税制のグリーン化

## Ⅱ　税制改革の方向性

### １　真の地方自治の確立に向けた税制度の在り方

#### ふるさと納税

■ 受益と負担という地方税の原則、寄附本来の趣旨等を踏まえ、廃止を含めた制度の抜本的な見直しを行うべき

■ 会計検査院は、「ふるさと納税」が地方財政にマイナスの影響があると指摘。都が明らかにしたように、所得税の減収に連動して、交付税原資の減少に加え、住民税減収の補填による地方交付税の減少も生じており、地方財政の持続可能性の観点からも深刻な問題

■ 返礼品競争が依然として続いており、国は、適正化のため運用の見直しを繰り返してきたが、本質的な問題の解決には至っていない

■ 返礼品の送付も含めたプロセス全体が「ふるさと納税」と認識されており、「寄附」という考え方そのものを棄損する面がある

■ 問題意識を同じくする地方自治体と連携し、国に対して制度の廃止を含め抜本的な見直しを求めていくことが重要

#### 地方法人課税

■ 国が「偏在是正」の名のもとに講じてきた地方法人課税の国税化措置は、地方自治体の自主財源である地方税を縮小するもので、受益と負担の対応性を重視する地方税の原則に反する

■ また、国は明確な根拠を示さないまま新たな措置を講じようとしているが、地方税の存在意義を揺るがし、地方自治の根幹を脅かす行為に他ならず、「偏在是正措置」を行うべきではない

■ 税制を検討する際は、都特有の財政需要及び全国各地と連携して日本の成長を牽引する首都東京としての役割も考慮の上で、税収と財政需要の双方の観点を踏まえるべき

■ 日本全体の持続的な成長に向けて、地方自治体間で限られた財源を奪い合うのではなく、地方自治体が担うべき事務と権限に見合う地方税財源の充実・確保が必要で、その実現に向けて本腰を入れて取り組むべき

# Ⅱ　税制改革の方向性

## ２　時代の変化に対応した税制度の在り方

### 個人住民税利子割

■本来あるべき住所地課税に向けて見直す方向性は適切

■国は、十分な調査等を経ず、所得金額を基準にした清算制度を拙速に導入

■都が全国の金融機関等に対し独自調査を実施。短期間で個人預貯金総額の約６割を占める回答を得られたことや、国が調査すべきとの意見も踏まえれば、国において全件調査を実施し、税収帰属の実態を十分に把握すべき

■国は、清算制度を時限措置とした上で、住所地課税の実現に向け、マイナンバーの付番等による住所地の把握、システム改修等、環境整備に係る工程を早期に示すべき

■国が検討を進めている給付付き税額控除や、社会保険における利子所得の反映の視点も踏まえて対応すべき

### 所得課税を取り巻く環境変化と個人事業税

■近年、個人の新たな経済活動として、SNSやYouTube等のデジタル空間を活用した事業が多く創出

■法定業種が限定されていることから、十分な事業性が認められるにもかかわらず、課税されない業種があり、課税の公平性の観点から限定列挙方式自体が課題

■今後の働き方の変化にも対応できるよう、課税対象事業の限定列挙を廃止し、事業性を有する原則全ての事業を課税対象とすべき

■ギグワーカーや副業等、仕事の請け負い方や働き方の多様化により、事業性の認定の判断が困難化

■事業性の認定の仕組みについて、多様な収益方法・働き方にも対応できるよう、判断基準を明確にするなど、納税者にわかりやすく、かつ税務行政の効率化に資するよう簡素化すべき

### 自動車関連税制

■車体課税の見直しに当たっては、国・地方の税収中立の下、公平・中立・簡素という税の基本原則を踏まえた上で、検討していくことが重要

■環境性能割の廃止を踏まえ、環境インセンティブ機能を維持・強化する観点から、ガソリン車、HV等に$CO_2$排出量基準を早期に導入するなど、自動車税の環境税制としての位置付けを強めていくべき

■EV等への重量基準の適用に当たっては、環境性能に優れたEV等の普及を阻害しないよう、税率等制度設計に工夫が必要

■中長期的な方向として、EV等の普及を見据え、例えば、課税標準を車両重量若しくは走行距離に、又は$CO_2$排出量・重量・走行距離の組合せとする方法の検討が必要

■将来的には、新たな動力源を用いた自動車にも対応でき、課税標準が共通しわかりやすいため、全ての自動車に対して重量基準を導入し、同基準で統一することも考えられる